

読谷村役場庁舎の省エネ・創エネ設備等の導入及び機能強化（ZEB 補助金等を活用した設備の導入工事と光熱費削減保証サービス）委託業務仕様書

1. 背景と目的

読谷村役場庁舎（以下「庁舎」という。）の照明、空調及び換気設備は、機器の更新時期を迎えており、設備更新は、再生可能エネルギー及び蓄電池を用いたエネルギーマネジメントシステムによる庁舎の省エネ及び再生可能エネルギー設備を導入する必要がある。

また、庁舎は台風や地震等の災害に対する防災拠点と位置づけられることから、非常時において長期間（72 時間以上）の電源確保も必要である。

従って、本業務では環境省や経済産業省の補助事業を活用し、省エネ・創エネ化による CO2 排出量の実質ゼロ化を目指すとともに、非常時における電源供給の手段を確保し、防災拠点として施設機能の強化を図ることを目的とする。

2. 業務内容

1) 概要

本業務は、次のとおりとする。

- ①環境省や経済産業省等の補助事業の申請業務
- ②庁舎等の照明・空調・換気設備の入替工事の実施
- ③再生可能エネルギー設備と蓄電池の導入工事の実施
- ④事業施工管理業務
- ⑤電気使用量等の削減効果の検証
- ⑥リース契約に関する業務
- ⑦導入設備の保守業務

2) 内容

本業務は、庁舎の建築・設備図面及び電気使用量等の資料に基づき次のとおりとする。

- ①選定した補助事業の申請
- ②照明・空調・換気設備の入替工事及び電気設備工事
- ③再生可能エネルギー設備と蓄電池を用いたエネルギーマネジメントシステムの導入に係る工事
- ④事業スケジュールの管理監督
- ⑤事業導入後の電気使用量、CO2 の削減効果の報告（補助事業で定める期間）
- ⑥業務に係る費用（施工費、設備保守料等）のリース契約

3. 導入設備等に関すること

1) 機械設備について

- ①補助事業（経済産業省、環境省等）の認証基準を満たすこと
- ②空調設備は個別方式とすること
- ③照明設備は設置場所の用途に応じた照度基準を達成すること

2) 省エネの達成状況と設備の保守について

- ①導入システムの保守期間内において、国が定めるエネルギー消費性能計算プログラムで算出した省エネ率を保証すること
- ②本事業に係る省エネの検証結果を補助事業で定める期間、書面で読谷村へ報告すること

4. 補助事業の活用について

1) 補助事業の申請及び事業管理について

契約者は、事業費削減のため国や地方自治体の補助事業の申請を行うと共に、必要に応じて補助事業に係る認証の取得手続きを行うこと。また、補助申請費用を明記すること。

2) 業務連携について

契約者は、補助事業の要件となるシステム等を導入する際は、取扱事業者として業務を遂行するほか、補助事業の遂行に必要な資格等を有する事業者と連携すること。また、補助事業の遂行に必要な知識を有する者を配置すること。

3) 契約締結に係る条件

補助事業に係る補助金の交付決定が無い場合は、契約不成立とする

5. 防災拠点としての機能強化について

平時においては自家消費が可能であり、停電時は自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー及び蓄電池を導入し、非常用動力配線箇所（災害対策本部、3 階総務課等）に電源供給を 72 時間以上可能とすること。

6. 事業期間について

1) 契約期間

原則として令和 8 年 3 月末までに事業を完了すること。但し、事業内容（補助事業の内容等）について読谷村が認めた場合は、事業年度終了まで延長することができるものとする。

2) 提出物

事業完了報告書、施工図面（平面図、配線図等）、省エネ検証工程表など

※上記は正本 1 部、副本 1 部、電子データとして提出すること

7. その他

本事業に必要な資料（図面等）は、庁舎建築図面、設備図面及び電気使用量（別紙）を参照すること